

令和3年3月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 1 3 件 (うち補正3件)

条 例 案 1 8 件

単 行 案 6 件 (うち人事案3件)

報 告 3 件

以 上 4 0 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第17号 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例の一部を改正する条例

(行政課)

第6次豊橋市総合計画の策定及び組織機構改革の実施に伴い、政策の推進を担う部等の役割について変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 部等の役割について、第6次豊橋市総合計画の策定に合わせて変更

(令和3年4月1日から施行)

議案第18号 豊橋市長の在任期間に関する条例

(行政課)

市長の職にある者がその職に連続して3任期を超えて在任することのないよう努めることとするため、新たに条例を制定するもの

(公布の日から施行)

議案第19号

豊橋市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
市長の事務部局の職員	2, 953人	2, 920人	33人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	182人	180人	2人
教育委員会の事務部局等の職員	212人	208人	4人
消防の事務部局の職員	338人	339人	▲1人
職員定数	3, 732人	3, 694人	38人

(令和3年4月1日から施行)

議案第20号

豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

市民病院における組織体制の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 副院長の職務の追加

医療職給料表(三)の適用を受ける職員の等級別基準職務表の7級の職務に新たに副院長の職務を加える。

(令和3年4月1日から施行)

(人事課)

消防本部における職員の給与の適正化等を図るほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 消防手当の支給区分・額の見直し

改正後			改正前		
勤務内容		手当の額	勤務内容		手当の額
緊急出動により行う大型自動車等の運転業務	大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車の運転業務	1回につき 600円	緊急出動により行う消防業務	大型消防自動車の運転業務	1回につき 1,600円
	準中型自動車の運転業務	1回につき 400円		上記以外の消防自動車の運転業務	1回につき 1,400円
	普通自動車の運転業務	1回につき 100円		火災その他災害の警戒、鎮圧等の消防業務	1回につき 1,000円
災害活動等業務	火災その他災害に係る警戒、鎮圧、救助等の消防業務	1回につき 1,000円	緊急出動により行う救急業務	救急自動車の運転業務	1回につき 250円
	救急救命士が行う救急業務	1回につき 450円		救急救命士が行う救急業務	1回につき 400円
	上記以外の者が行う救急業務	1回につき 250円		上記以外の者が行う救急業務	1回につき 200円

※ 緊急出動により行う大型自動車等の運転業務に係る手当と災害活動等業務に係る手当は併給可

2 規定の整備

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。令和3年2月3日公布）の施行により、条例で引用する法の項が削除されたことに伴い、規定の整備をするもの

（令和3年4月1日から施行。ただし、2については、公布の日から施行）

議案第22号 豊橋市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する
条例

(再生可能エネルギーのまち推進課)

市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資する法人について、市長の調査等の対象として追加するため、現行条例の一部を改正するもの

- 新たに調査等の対象として追加する法人の名称及び出資割合

法人の名称	出資割合
穂の国とよはし電力株式会社	33.4%

(公布の日から施行)

(行政課)

新型コロナウイルス感染症に関する対策及び新たに求められる地域経済の実現を図る事業を実施することにより、市民生活及び事業活動を支援する基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき新たに条例を制定するもの

○ 基金の充当

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施に要する経費
- (2) 起業及び創業の促進に係る事業に要する経費
- (3) 新たな企業の進出促進に係る事業に要する経費
- (4) 産業人材の確保及び育成に係る事業に要する経費 等

(関係条例の整備)

- ・豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止

(公布の日から施行)

(建築指導課・財政課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。令和元年5月17日公布）の施行等に伴い、建築基準法等関係手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 改正後（太枠線部分が改正箇所※改正部分の抜粋）

手数料の名称	区分		単位	手数料の額（円）
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合 （（ ）の額は審査機関の審査なしかつ標準入力法による場合）	床面積 300 m ² 以内	1 件	10,300/変更 6,200 (248,400/ 変更 125,200)
		300 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 件	17,900/変更 10,700 (311,200/ 変更 157,400)
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件	29,100/変更 17,500 (401,800/ 変更 203,800)
		2,000 m ² 超	略	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物省エネ法基準省令に定める基準に係る建築物	床面積 300 m ² 以上 1,000 m ² 以内	1 件	121,000/変更 62,300
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件	159,300/変更 82,600
		2,000 m ² 超	略	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合で非住宅の場合 （（ ）の額は審査機関の審査なしかつ標準入力法による場合）	床面積 300 m ² 以内	1 の建築物	10,300/変更 6,200 (248,400/ 変更 125,200)
		300 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 の建築物	17,900/変更 10,700 (311,200/ 変更 157,400)
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 の建築物	29,100/変更 17,500 (401,800/ 変更 203,800)
		2,000 m ² 超	略	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	基準適合性確認機関が認めた場合で非住宅の場合	床面積 300 m ² 以内	1 件	10,300
		300 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 件	17,900
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件	29,100
		2,000 m ² 超	略	

※ 複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築計画における他の建築物の適合性判定手数料は、技術審査が完了しているものとして、性能向上計画認定申請手数料に係る計画適合性確認機関が認めた場合の申請手数料に相当する額とする。

2 改正前

手数料の名称	区分		単位	手数料の額 (円)
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合 (()の額は審査機関の審査なしかつ標準入力法による場合)	床面積 300 m ² 以内	1 件	10,300/変更 6,200 (261,600/ 変更 131,900)
		300 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件	29,100/変更 17,500 (417,100/ 変更 211,500)
		2,000 m ² 超	略	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物省エネ法基準省令に定める基準に係る建築物	床面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 以内	1 件	159,300/変更 82,600
		2,000 m ² 超	略	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合で非住宅の場合 (()の額は審査機関の審査なしかつ標準入力法による場合)	床面積 300 m ² 以内	1 の建築物	10,300/変更 6,200 (248,400/ 変更 125,200)
		300 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 の建築物	29,100/変更 17,500 (401,800/ 変更 203,800)
		2,000 m ² 超	略	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	基準適合性確認機関が認めた場合で非住宅の場合	床面積 300 m ² 以内	1 件	10,300
		300 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件	29,100
		2,000 m ² 超	略	

(令和3年4月1日から施行)

議案第 25 号

豊橋市図書館条例の一部を改正する条例

(まちなか図書館開館準備室)

図書館に分館としてまちなか図書館を設置するのに伴い、その名称、使用料等について規定するため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 分館の名称 豊橋市まちなか図書館
- 2 位 置 豊橋市駅前大通二丁目 8 1 番地
- 3 使 用 料

区分		時間		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで		
インターナショナルスペース	全面利用	円 4,000	円 5,300	円 4,000	円 13,300		
	半面利用	2,000	2,650	2,000	6,650		

※ 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

(規則で定める日から施行)

議案第 26 号

豊橋市母子父子福祉手当支給条例及び豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(こども家庭課)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 318 号。令和 2 年 10 月 30 日公布）の施行により、支給要件に係る所得の範囲及びその額の計算方法について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用)

(生活衛生課)

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。平成30年6月13日公布）及び食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令123号。令和元年10月9日公布）の施行により、届出の関係規定を削除するとともに、食品営業の許可業種及び手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 豊橋市食品衛生条例の一部改正

原則全ての業種が法の規定に基づく届出制又は許可制の対象となるのに伴い、食品又は添加物の製造業等に係る届出の規定を削除するもの

2 豊橋市保健所及び保健センター条例の一部改正

○ 食品営業の許可業種の見直しと申請手数料の変更等（（ ）内は現行）

許可業種	1件あたりの手数料（円）					
	新規	更新	短期	臨時	露店	露店 ※10日 以内
飲食店営業 (飲食店営業) (喫茶店営業)	18,000 (16,400) (9,800)	14,400 (8,200) (4,900)	9,000	5,000 (8,200) (4,900)	5,000 (4,100) —	1,100 (1,000) —
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	10,000	8,000	—	—	—	—
食肉販売業 魚介類販売業	11,000 (9,800)	8,800 (4,900)	5,500	— (4,900)	—	—
魚介類競り売り営業 特別牛乳搾取処理業 食肉処理業 食品の放射線照射業 乳処理業 清涼飲料水製造業 食肉製品製造業 氷雪製造業 そうざい製造業 添加物製造業 食用油脂製造業 (食用油脂製造業) (マーガリン又はショートニング製造業) 冷凍食品製造業 (食品の冷凍又は冷蔵業)	25,000 (21,600)	20,000 (10,800)	—	—	—	—

密封包装食品製造業 (缶詰又は瓶詰食品製造業) (ソース類製造業)	25,000 (21,600) (16,400)	20,000 (10,800) (8,200)	—	—	—	—
集乳業	11,000 (9,800)	8,800 (4,900)	—	—	—	—
乳製品製造業 (乳製品製造業) (乳酸菌飲料製造業)	25,000 (21,600) (14,400)	20,000 (10,800) (7,200)	—	—	—	—
菓子製造業 (菓子製造業) (あん類製造業)	18,000 (14,400) (14,400)	14,400 (7,200) (7,200)	—	— (7,200) —	— (4,100) —	— (1,000) —
アイスクリーム類製造業	25,000 (14,400)	20,000 (7,200)	—	— (7,200)	—	—
水産製品製造業 (魚肉練り製品製造業) みそ又はしょうゆ製造業 (みそ製造業) (醤油製造業) 酒類製造業	25,000 (16,400)	20,000 (8,200)	—	—	—	—
液卵製造業	25,000	20,000	—	—	—	—
豆腐製造業 納豆製造業 麺類製造業	18,000 (14,400)	14,400 (7,200)	—	—	—	—
複合型そうざい製造業	30,000	24,000	—	—	—	—
複合型冷凍食品製造業	30,000	24,000	—	—	—	—
漬物製造業	18,000	14,400	—	—	—	—
食品の小分け業	18,000	14,400	—	—	—	—

(令和3年6月1日から施行)

(廃棄物対策課)

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。令和元年6月19日公布）及び愛知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和元年愛知県条例第51号。令和元年10月18日公布）の施行に伴い、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 登録の拒否対象の追加

浄化槽保守点検業者の登録拒否の対象に、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者を追加する。

2 営業所の設置等に係る条件の追加

営業所ごとに置かなければならない浄化槽管理士の条件として、当該浄化槽保守点検業者の専属かつ当該営業所の専任であることを加える。

3 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の義務化

浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

4 浄化槽の保守点検の通知

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、委託を受けた場合を除き、当該浄化槽の管理者に対し、書面により通知しなければならない。

5 浄化槽保守点検業務の再委託の禁止

浄化槽保守点検業者は、規則で定める基準に従って行う場合を除き、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。

6 報告徴収・立入検査等の対象の追加

浄化槽の保守点検業務に関する報告徴収及び立入検査の対象に、その他浄化槽保守点検業を営む者（無登録業者）を追加する。

（令和3年4月1日から施行）

議案第29号 豊橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(国保年金課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。令和3年2月3日公布）の施行により、条例で引用する法の項が削除されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

議案第30号 豊橋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(国保年金課)

後期高齢者医療に係る保険料の納期を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期の変更

区分	納 期	
	改正後	改正前
第1期	7月15日から同月31日まで	4月15日から同月30日まで
第2期	8月15日から同月31日まで	6月15日から同月30日まで
第3期	9月15日から同月30日まで	8月15日から同月31日まで
第4期	10月15日から同月31日まで	10月15日から同月31日まで
第5期	11月15日から同月30日まで	12月15日から同月28日まで
第6期	12月15日から同月28日まで	翌年2月15日から同月末日まで
第7期	翌年1月15日から同月31日まで	—
第8期	翌年2月15日から同月末日まで	—

(令和4年4月1日から施行)

議案第31号 豊橋市営自転車競走条例の一部を改正する条例

(競輪事務所)

豊橋競輪場の入場料を無料とするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和3年4月1日から施行)

(まちなか活性課)

本市の中心市街地において、まちなかににぎわいを創出するとともに、市民の交流を促進するため、豊橋市まちなか広場を設置するのに伴い、その名称、使用の手続等について条例でこれを規定するもの

- 1 名 称 豊橋市まちなか広場
- 2 位 置 豊橋市駅前大通二丁目83番
- 3 使 用 料

区分		時間	昼間		夜間	全日
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的空間	全面使用	平日	円 5,100	円 5,100	円 5,100	円 15,300
		日曜日、土曜日及び休日	7,700	7,700	7,700	23,100
	半面使用	平日	2,600	2,600	2,600	7,800
		日曜日、土曜日及び休日	3,900	3,900	3,900	11,700

※ 半面使用とは、多目的空間の2分の1以下の面積を使用する場合をいう。

(規則で定める日から施行)

景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるため、現行条例の全部を改正するとともに、関係条例について所要の整備を図るもの

○全部改正により追加した主な内容

1 景観計画の策定等

- (1) 市は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、法に規定する景観計画を定めるものとする。
- (2) 市は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、豊橋市まちづくり景観審議会の意見を聴かなければならない。
- (3) 景観計画区域内において、法の規定による届出をする者は、その届出に係る行為を、景観計画に定める景観形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）に適合させなければならない。

2 届出、協議等

- (1) 建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為（建築行為等）に関する届出を行おうとする者は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
- (2) 法の規定に基づき条例で定める届出を要しない行為は、一定規模以下の建築行為等（周辺のまち並みと比較して大規模でないもの）とする。
- (3) 市長は、事前協議又は届出を行った者に対し、1（3）の景観形成基準に適合させるために必要な助言又は指導をすることができる。
- (4) 市長は、法の規定による勧告又は命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、1（2）の審議会の意見を聴くことができる。
- (5) 市長は、法の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の手続等

- (1) 市長は、法の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ1（2）の審議会の意見を聴かなければならない。
- (2) 市長は、景観重要建造物等に対し、その保存又は活用に要する経費の一部を助成

することができる。

(関係条例の整備)

- ・豊橋市屋外広告物条例の一部改正

(令和3年4月1日から施行。ただし、1(3)及び2については、同年10月1日から施行)

議案第34号 豊橋市火災予防条例の一部を改正する条例

(消防本部予防課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正(令和2年総務省令第77号。令和2年8月27日公布)に伴い、電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準の細目を変更するとともに、一定の出力を有する急速充電設備の設置に係る届出を新たに規定するため、現行条例の一部を改正するもの

(令和3年4月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 3 5 号

市道の路線廃止について
(東田町 3 5 号線以下 4 1 路線)

(土木管理課)

議案第 3 6 号

市道の路線認定について
(賀茂町 2 1 0 号線以下 5 7 路線)

(土木管理課)

議案第37号 副市長の選任について

(行政課)

副市長金田英樹が令和3年3月31日任期満了となるため、後任者の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるもの

議案第38号 監査委員の選任について

(行政課・監査委員事務局)

監査委員杉浦康夫（識見を有する者）が令和3年3月31日をもって退職するのに伴い、後任者の選任について地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定 数	4 人	任 期	識見を有する者	4 年
				議員選出	議員の任期

議案第39号 包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 | 契約の金額 | 11,000,000円を上限とする額 |
| 4 | 契約の相手方 | 氏名 世 羅 徹 (資格 公認会計士) |

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員のうち3人が任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考 定数 6人以内

任期 3年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	任期満了日	備 考
石 川 誠	58歳	令和3年3月27日	現在2期目
菅 生 剛 弘	44歳	令和3年3月27日	現在1期目
山 田 和 広	59歳	令和3年3月27日	現在1期目

[報 告]

報告第3号 専決処分の報告について

(契約検査課・「スポーツのまち」づくり課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和3年2月2日
- 2 変更する議決 令和2年第88号議決
工事請負契約締結について（陸上競技場3種公認更新工事）
- 3 変更内容

契約価格	変更前	223,300,000円
	変更後	224,846,600円
	差引き	1,546,600円

・スポーツポイント工の施工数量の変更等のため

報告第4号 専決処分の報告について

(土木管理課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和3年2月9日
- 2 損害賠償の額 47,571円
- 3 事故の概況 令和3年1月7日午後4時30分頃、豊橋市羽根井西町11番1地先の市道上において、相手方所有の普通貨物自動車店舗駐車場から市道に出ようとしたところ、道路の沈下した部分に前輪が落ち、車両前部が路面と接触し、相手方車両が損傷したもの
(豊橋市過失割合 70%)

(債権管理課)

豊橋市債権管理条例第6条の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するもの

1 債権の内訳及び放棄事由

所管課	債権の名称	人数(人)	金額(円)	放棄事由 (第6条該当号)
住宅課	住宅使用料	2	1,433,300	生活保護等(1号)
		4	1,298,731	行方不明等(3号)
	使用損害金	2	224,620	行方不明等(3号)
	修繕料	1	79,695	生活保護等(1号)
		1	83,376	行方不明等(3号)
	計	10	3,119,722	
医事課	入院収益	8	2,056,410	生活保護等(1号)
		3	177,950	消滅時効完成(2号)
		27	5,479,260	行方不明等(3号)
		2	114,190	破産等(4号)
	給食収益	6	57,660	生活保護等(1号)
		2	7,540	消滅時効完成(2号)
		21	479,878	行方不明等(3号)
		1	2,540	破産等(4号)
	外来収益	9	201,010	生活保護等(1号)
		13	194,810	消滅時効完成(2号)
		25	1,810,400	行方不明等(3号)
		1	137,860	破産等(4号)
	その他医業収益	3	8,030	生活保護等(1号)
		1	100	消滅時効完成(2号)
		17	29,930	行方不明等(3号)
		1	100	破産等(4号)
	計	140	10,757,668	

営業課	水道料金	5	42,718	生活保護等(1号)
		191	847,629	消滅時効完成(2号)
		228	1,565,074	行方不明等(3号)
		17	926,860	破産等(4号)
	計	441	3,382,281	
保健給食課	学校給食費	3	16,100	消滅時効完成(2号)
	計	3	16,100	
合計		594	17,275,771	

2 債権放棄日

令和3年2月2日